

令和 3 年 6 月 11 日現在

機関番号：13201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K17748

研究課題名（和文）外国扶養判断執行の簡易化に関する研究

研究課題名（英文）Facilitation of Enforcement of Foreign Maintenance Order in Japan

研究代表者

岩本 学（IWAMOTO, Manabu）

富山大学・学術研究部社会科学系・准教授

研究者番号：70552511

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、扶養料未払いの国際化へのわが国の対応を研究したものである。わが国でも裁判例が増加傾向にあるにも関わらず、その取立制度は、とりわけ第二次世界大戦後からこの経験を有し、自国法や条約等を通じて法整備を発展させてきた米国や欧州各国に比して未整備に近く、その改革は急務であった。本研究では、外国扶養料の取立の効率化の実現のため、関連条約への加入及びそのために必要な国内法の整備の必要性を公表物を通じて説いた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題については、特にハーグ国際私法会議で当時策定作業中であった関連条約について検討した法制審議会国際扶養条約部会(2004年から2008年)においてなされたが、その後は議論が停滞していた。しかし、その社会的重要性はむしろ高まる状況であったため、本研究開始の2017年からこの問題への論文・評釈を年数本ずつ公表することで学術的な議論の活性化を試みた。この点、他の研究者から2020年から2021年にかけてこの主題の論文等がいくつか公表されており、そこで拙稿も取り上げられていることから、一定程度この活性化に寄与できたものと評価したい。

研究成果の概要（英文）：The subject of this research is the treatment in Japan of the problem of non-payment of child support or other forms of family maintenance on the international level. The United States and European countries have experienced this kind of situation especially since the end of World War II, and have been developing the recovery system through their own laws and treaties. On the other hand, although the number of cases of this type has gradually increased in Japan since the 1990s, the recovery system is immature. We need to hurry to embark on the reform. In order to improve the efficiency of recovering child support or other forms of family maintenance recognized in foreign countries, this research presented the need for accession to relevant treaties and development domestic legislation in line with this goal.

研究分野：国際私法

キーワード：国際私法 扶養料 外国裁判

1. 研究開始当初の背景

わが国における本研究課題に対する議論は、特にハーグ国際私法会議で当時策定作業中であった条約について検討した法制審議会国際扶養条約部会(2004年～2008年)においてなされた。もっともその過程で明らかとなった同条約を批准した場合に設置すべき中央当局のあり方や、国内行政の関わりとしての原則無償での協力について法整備が追いついていないことを主たる理由として、結局その批准はならず、本研究開始当初は議論が停滞状態といえた。

しかし、わが国の上記状況に比して諸外国では、制度の構築面で進展が見られた(2007年ハーグ扶養料回収条約の成立、2009年EU扶養規則の成立など)。これらについては、多くの包括的な研究が発表されている(例えば、Walker, Maintenance and child support in Private international law, Hart Publishing, 2015; Beaumont et al., The Recovery of Maintenance in the EU and Worldwide, Hart Publishing 2014)。わが国では包括的な先行研究は未だなされておらず、諸外国の進展、現実的必要性、わが国での研究の未成熟、といった背景から、外国で下された扶養料判断の回収全体に着目した包括的な研究を行う必要性を認識するに至り、本研究に着手した。

2. 研究の目的

本研究は、外国で出された扶養料支払判断の国内執行の簡易化という切り口で上記課題に臨むものである。そして、この問題に関連する諸外国の立法例・議論の分析を通じて、わが国においてあるべき外国扶養料判断の執行の枠組みを提示することをその目的と設定した。

3. 研究の方法

わが国では、この簡易化の土壌が整っていないとの考えが支配的である一方で、可能であれば簡易化は望ましい、とも認識されてきたと思われる。そこで、本研究では、現状においてはわが国でも外国扶養判断の簡易化の土壌は存在しているのではないかと仮説をおきその検証をすすめることとした。そして、仮にわが国には、現在その土壌は整っていないとして仮説が実証できなかった場合であっても、社会学的見地を踏まえ、涉外的な扶養制度の簡易化の必要性を理論的に論証し、その必要性を説いた上で、改めて新たな法政策論的提案を行うことが可能であると考えた。そこで、ドイツ・米国・英国で公開された書籍、及び、ハーグ国際私法会議が公表している各種資料を素材として、以下の流れで研究を行った。

第一に、2007年ハーグ扶養料回収条約に加入することで得られうる扶養料判断執行の簡易化のわが国での可能性を設定した。上記法制審議会においてもこの点は議論されているが、中央当局の問題については、同審議会終了後にわが国が加入した1980年ハーグ子の奪取条約において、従来の条約(例えば、ハーグ送達条約)以上の役割を担う中央当局が創設されており、既に当時と状況を異にしていた。よって、その設置可否については再検証が必要と考えられた。また、無償での行政協力については、国内法での整備の可能性は未だ検討途上と言えたため、この点の議論状況を追う必要があった。

第二に、仮に条約への加入が実現したとしても、一般に条約は締約国においてのみ有効であることに鑑みて、国内民事手続法レベルでの外国扶養料判断の簡易化の可能性も明らかとすることとした。この点、条約を用いない成功例として、米国の統一扶養法を軸とした相互承認システムがあり、同システムの歴史的経緯と現状を検討することが有益と考えた。

第三に、本研究の副次的な産物となる一方、実務への寄与も大きいと思われる、各国法の扶養料支払判決・命令等の多様性をカテゴライズすることである。英米法系諸国や、大陸法に属するEU加盟国といったわが国との結びつきが強い国々において、扶養料支払命令や判決には多様なものが存在する。文献調査等を通じて、諸外国の制度を調査するとともに、2007年ハーグ扶養回収条約及びEU扶養規則の適用場面などからこれらの制度が国際事案においてどのような問題を提起するのかについて、分析を行った。

4. 研究の成果

(1) 扶養料執行判断の簡易化

本研究の主題となっているこの論点については、2007年ハーグ扶養料回収条約への加入について、2017年6月の国際私法学会において「外国扶養裁判の承認執行」と題する学会報告を行い、同報告を踏まえた「外国扶養裁判承認執行制度の現状と課題」(国際私法年報20号)を公表した。中央当局の問題は大きな障害ではないが、国内民事執行法の整備が課題であることを提示し、併せて、更に執行手続自体の簡易化の必要性を説いた。同論文は2021年6月現在、この問題を扱う複数の論文・図書において被引用論文となっている。加えて、上記論文の執行手続自体の簡易化を示すために、現在の執行判決ではなく仲裁判断の承認執行で採用されている「執行決定」というより簡便な手続の導入を検討した。この成果は、2018年9月の国際取引法学会・中間報告会(明治学院大学)での、「執行決定手続の現状と展望」との学会報告等を経て、「確定し

た執行決定のある仲裁判断と民事執行法 35 条 1 項の「裁判以外の債務名義」(ジュリスト 1519 号)及び「仲裁判断に対する執行決定手続の現状と展望」(国際商事法務 47 巻 1 号)として公表した。これらで検討された執行決定の扶養裁判への応用の主張については、2021 年現在、学説からも同調する意見がみられはじめている。なお、本研究を行っていたこともあってか、2022 年刊行予定の、Japanese Yearbook of International Law 65 巻において、「国際的な扶養料の回収」を仮題とする論文の執筆者に選定していただいた。査読を経る必要があるため本研究の成果となるかは確定ではないが、同論文においては、上記の検討結果の発展と国外に発信すべき点をピックアップしまとめることとし、現在執筆中である。

(2) わが国承認執行システムでの処理

現状の処理と課題について、いくつかの論文・評釈で分析を行った。特に、外国扶養裁判承認の要件のうちの一つ「相互の保証」について議論がアップデートされていないことから、本研究開始直前の学会報告を経て、それをまとめた「わが国における「相互の保証」要件の現代的課題 - ドイツ法からの示唆 -」(国際取引法学会 3 号)及び「裁判例にみる外国扶養裁判の承認執行と相互の保証」(富大経済論集 63 巻 1 号)を執筆し、従前明らかとされていなかった扶養裁判に特化した、この要件の問題点を明らかにした。また、わが国でほとんど議論のなかった扶養料判決執行時の外国金銭への扱いについて、東アジア諸国との対比で分析したのものとして、「Payments in Foreign Currency and Exchange Rate Fluctuations: From the Perspective of East Asian Countries」(富大経済論集 64 巻 2 号)を公表した。

更に、本研究期間中、外国扶養裁判の承認執行にかかる重要な法改正として、家事事件手続法に承認執行規定が置かれることとなった。そこで、2018 年 9 月に台湾の銘傳大学の国際シンポジウム(2018 兩岸基礎法學與公法法律研究生論壇及國際學者講座)にて、「日本における人事訴訟法・家事事件手続法の 2018 年改正について」との報告の機会を得たためそこで台湾向けに同法の改正の分析を行いつ、英語においても「Recognition and Enforcement of Foreign Decisions on Personal Status Litigation and Family Relations Cases」(JYIL 62, 2020 年 02 月)との論文を公表することで、この問題についていち早くわが国から海外への発信を行った。そして、民訴法 118 条 1 号と 3 号と扶養裁判の承認執行が問題となった日本人間の子の扶養料に関するカリフォルニア州判決のわが国での執行(ジュリスト 1509 号)、扶養料のように定期金支払となった面会交流費用に関する裁判の承認執行(ジュリスト 1529 号)、といった問題について判例評釈を通じて、現状の解釈論の課題を探り、解決策を示した。

(3) 各国の国際的な扶養事件への対応についての分析

この点は、既述の論文、評釈を通じても各国の法状態を明らかにしてきた。特に、上記国際私法年報掲載論文では、ドイツ語の比較扶養法文献をベースに、ある程度の法比較の分類を示した。その上で、わが国で問題となりうるオランダのレート変動型の扶養料裁判制度についてドイツの判例を素材に分析した。その他、この問題に特化したものとして、「外国扶養裁判に対するニュージーランドにおける対応-関連判決の分析を中心に-」(富大経済論集 65 巻 3 号)を公表した。同論文は標題からするとニュージーランドのみを対象とするものように見えるが、同国は扶養義務についてはプリミティブな英国コモンローが用いられていることが分析できた。よって本稿の検討は、多くのコモンウェルス諸国の法にも応用されうる可能性を秘めたものといえ、かつ EU から離脱した英国自体においても復古しうる問題であって、汎用性は狭くない研究であるといえる。このほか、中国本土の扶養法の適用が問題となったケースを分析した「国外に居住する配偶者からの婚姻費用分担請求」(ジュリスト 1542 号, 2020 年 02 月)などを公表することで、この問題の比較法研究に寄与することとなった。

(4) まとめ

以上各論点について、公表物を通じて一定の解を示すことができたと評価できる。なお、本研究全体の公表物は派生研究も含め、雑誌論文等 18 件、学会等発表 8 件となっている(前掲の通り、2022 年発行予定の JYIL 誌 65 巻への英語論文の掲載も予定されている)。

わが国の扶養を取り巻く問題への関心は本研究着想当初に比して高まりを見せている。2021 年 3 月に第一回が始まった法制審議会家族法部会でも扶養料不払解消について立法へ向けた議論がなされているようである。本研究主題の国際的な扶養料回収手続の簡易化の実現、特にハーグ国際扶養料回収条約の加入に際しては、国内扶養取立制度の国際水準への引き上げが重要となる。本研究課題終了後も同部会の議論には注視しつつ、より本研究を発展させていく。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 8件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 岩本学	4. 巻 66(1・2・3)
2. 論文標題 血統の混乱 (turbatio sanguinis) の回避を巡る近時の展開と国際私法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 富大経済論集	6. 最初と最後の頁 1-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15099/00020544	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 岩本学	4. 巻 65(3)
2. 論文標題 外国扶養裁判に対するニュージーランドにおける対応 : 関連判決の分析を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 富大経済論集	6. 最初と最後の頁 261-293
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15099/00020047	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 Manabu Iwamoto	4. 巻 62
2. 論文標題 Recognition and Enforcement of Foreign Decisions on Personal Status Litigation and Family Relations Cases	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 226-250
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 岩本学	4. 巻 1542
2. 論文標題 国外に居住する配偶者からの婚姻費用分担請求	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 146-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 21
2. 論文標題 プロ野球の保留制度と外国籍選手を巡る国際私法上の問題について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 67-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 28
2. 論文標題 〔文献紹介〕芳賀 雅顯『外国判決の承認』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 278 - 283
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Manabu Iwamoto, Miku Koike, Aki Kitazawa, Yuko Nishitani	4. 巻 62
2. 論文標題 National Legislation: Act for The Partial Revision of The Personal Status Litigation Act, etc (Act No. 20 of April 25, 2018)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 486-495
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 1535
2. 論文標題 プロ野球選手契約交渉の破棄に基づく損害賠償請求権の準拠法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 128-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 1519
2. 論文標題 確定した執行決定のある仲裁判断と民事執行法35条1項の「裁判以外の債務名義」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 130-133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 46 (9)
2. 論文標題 イスラム金融業における準拠法としてのシャーリア	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1261 - 1264
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Manabu Iwamoto	4. 巻 64 (2)
2. 論文標題 Payments in Foreign Currency and Exchange Rate Fluctuations: From the Perspective of East Asian Countries	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 富大経済論集	6. 最初と最後の頁 97 - 112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15099/0001918	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 47 (1)
2. 論文標題 仲裁判断に対する執行決定手続の現状と展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 50 - 54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 1529
2. 論文標題 英国で下された面会交流費用に関する定期金支払判決の承認執行	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 128 - 131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 20
2. 論文標題 外国扶養裁判承認執行制度の現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 42 - 68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 1509
2. 論文標題 日本人間の子の扶養料に関するカリフォルニア州判決のわが国での執行	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 127 - 130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 63(1)
2. 論文標題 裁判例にみる外国扶養裁判の承認執行と相互の保証	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 富大経済論集	6. 最初と最後の頁 43 - 62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 63(3)
2. 論文標題 国外在住者間の訴訟における財産所在地管轄と特別の事情	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 富大経済論集	6. 最初と最後の頁 121 - 134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岩本学	4. 巻 3
2. 論文標題 わが国における「相互の保証」要件の現代的課題ードイツ法からの示唆ー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際取引法学会	6. 最初と最後の頁 31 - 48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 涉外性を有するプロ野球契約交渉を巡る法的問題-楽天イーグルス提訴事件を中心に-
3. 学会等名 GBL(Global Business Law)定例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 プロ野球選手契約交渉の破棄に基づく損害賠償請求権の準拠法
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 国外に居住する配偶者からの婚姻費用分担請求
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 日本における人事訴訟法・家事事件手続法の2018年改正について
3. 学会等名 2018兩岸基礎法學與公法法律研究生論壇及國際學者講座（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 執行決定手続の現状と展望
3. 学会等名 国際取引法学会・中間報告会(全国)（明治学院大学）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 英国で下された面会交流費用に関する定期金支払判決の承認執行
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 外国扶養裁判の承認執行
3. 学会等名 国際私法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岩本学
2. 発表標題 確定した執行決定のある仲裁判断と民事執行法35条1項の「裁判以外の債務名義」
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 野村 美明、高杉 直、長田 真里、小池 未来、黄 ジン霆、岩本 学、中林 啓一、小野木 尚、山口 敦子、藤澤 尚江、西岡 和晃、羽賀 由利子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 318
3. 書名 新・ケースで学ぶ国際私法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------